

飯坂消防だより



火災の概要(令和3年)

電気配線の火災が年々
増えてきています。

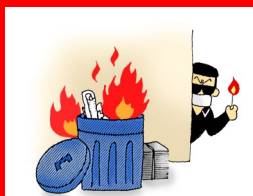
火災種別

火災種別	件数
建物火災	40
その他の火災	19
車両火災	12
林野火災	1
合計	72

原因

1位
放火・放火の疑い

8件



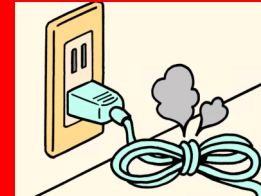
2位
たばこ

7件



3位
電気配線

6件



令和3年中に発生した福島市の火災件数は**72件**（前年比7件増）で、火災による**死者は3人**です。火災種別では、建物火災が**40件**でトップ、次いでその他の火災（枯草火災など）が**19件**、車両火災が**12件**の順になっています。出火原因別では、放火・放火の疑いによるものが**8件**、たばこ（火の点いたたばこの不始末など）が**7件**、次いで電気配線（電気配線のショートや経年劣化など）が**6件**の順になっています。

取り付けましたか？住宅用火災警報器



平成23年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災から大切な家族を守るため、未設置の場合は**早急に設置**しましょう。すでに設置済みの場合は、適正に維持管理しましょう。

お近くの消防署所に「住宅用火災警報器なんでも相談窓口」を開設しております。お気軽にご相談ください。

動画で学ぼう コロナ禍でもできる 心肺蘇生法！

QRコードを読み込めば、YouTubeで動画をご覧いただけます。



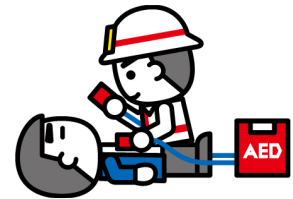
「コロナ禍における心肺蘇生法」

(約4分)



「救急隊★密着24時」

(約30分)



かけがえのない「命」を救うため、

【救命の連鎖】を

繋げていきましょう。

この動画は、福島市公式YouTube に公開されている動画です。



野焼き（野外焼却）等はできる限り行わない！

野焼きは、農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却や、どんと焼き・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、法律で禁止されており、行政指導の対象となることもあります。屋外での焼却は、煙、すす、臭い等により周囲の人に迷惑をかける行為であり、**火災になる危険性**もあります。お互いが良い環境で過ごすためにも、ごみの焼却は行わず適正に処理しましょう。

火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出について

農業、林業を営むためにやむを得ない焼却やどんと焼きなど、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為を行う場合には、煙を火災と見間違えて消防車が出動することを防止するため、事前にその内容について最寄りの消防署に届出する必要があります。ただし、空気が乾燥し風が強く吹き火災が発生しやすい気象状況となる場合には**火災警報が発令され、これらの行為は制限**されます。

上記の届出は、「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出書」によって行います。この届出書は最寄りの消防署に置いてありますが、福島市消防本部ホームページ「申請・届出様式」からもダウンロードできます。

※やむを得ない焼却の例

稲わらの焼却・病害虫の防除を目的とした剪定枝の焼却